

届出開設の有床診療所について

1 趣旨

診療所の病床設置に関しては、平成 19 年の医療法改正により都道府県知事の許可が必要となった。

ただし、医療法第 7 条第 3 項及び医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定により、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が認める場合には、例外的に届出により診療所の病床設置が可能となっている。

埼玉県では、届出による診療所の病床設置を行う場合には事前協議の申出を求めている。

今般、病院整備計画の公募を行う医療圏においては、公募と同じ日程で事前協議の申出を募集した。

2 有床診療所の届出に関する本県の資格審査基準

審査基準 1：当該診療所が、以下に掲げる区分ごとの適合基準に適合すること。

区 分	適 合 基 準
医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	次のいずれかの機能を有し、又は有することが見込まれること。 ①診療報酬上の在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っていること又は行うことが見込まれること ②急変時の入院患者の受入機能 ③患者からの電話等による問合せに対し、常時対応できる機能 ④他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能 ⑤当該診療所内において看取りを行う機能 ⑥全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能 ⑦病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
小児医療の推進に必要な診療所	次のいずれの事項にも適合し、又は適合することが見込まれること。 ①小児科又は小児外科を標榜すること ②当該診療所において、専ら小児科又は小児外科を担当する医師が常時 1 人以上配置されていること
周産期医療の推進に必要な診療所	次のいずれの事項にも適合し、又は適合することが見込まれること。 ①産科又は産婦人科を標榜すること ②分娩を取り扱うこと ③当該診療所において、専ら産科又は産婦人科を担当する医師が常時 1 人以上配置されていること
救急医療の推進に必要な診療所	救急病院等を定める省令に基づき認定され、又は認定されることが見込まれること

審査基準 2：当該診療所の有する構造設備が、医療法及び医療法施行規則に規定する構造設備基準に適合すること。

届出による診療所の病床設置に係る手続の流れ

